

事 務 連 絡  
平成21年3月6日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
医療機器審査管理室

人工股関節の審査ガイドラインに関する質疑応答集  
(Q&A)

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課  
あて事務連絡を行いましたので、御了知下さい。





事 務 連 絡

平成21年3月6日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
医療機器審査管理室

### 人工股関節の審査ガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）

人工股関節の審査ガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）を別添のとおりまとめましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の写しを各地方厚生局、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本医療機器産業連合会、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会、欧州ビジネス協会医療機器委員会及び薬事法登録認証機関協議会あて送付することとしておりますことを申し添えます。

## 人工股関節審査ガイドラインに関するQ&A

Q1 人工股関節審査ガイドライン（以下「審査ガイドライン」と称する。）について審査ガイドラインに従った機器評価についての基本的な考え方を教えて欲しい。

A1 審査ガイドラインは、人工股関節の承認審査及び承認申請に必要な機器安全性検証の考え方を示している。設定にあたり、海外で発行されている人工股関節関連の規格基準である、ISO 21535、FDA ガイダンス等を参考とした。

審査ガイドラインに従った評価の対象は、構成部品単体及びそれらを組み合わせて使用するものとしている。

審査ガイドラインの適用範囲は、技術評価ガイドラインによって評価できるものを想定しているが、構造・原理、原材料、品目仕様、使用方法、製造方法のいずれかに新規性がある場合には、その新規性について適切な追加評価を行い、製品個別に品質、有効性及び安全性を示す資料を添付するものとする。

即ち直接固定用のコーティングを施した機器、及び構造又は原材料のいずれかに新規性を有する機器まで網羅しているが、上乘せ評価が必要となる。

Q2 試験検体の選択について

システムの構成部品が多くある場合、システムの評価の試験検体の選定はどのように行うべきか。また、試験検体数の設定はどのように行うべきか。

A2 評価に用いる試験構成部品は、主要構成部品、サイズ、原材料特性を考慮してワーストケースとなるものを選定すること。承認申請資料で選定理由を説明すること。検体数は、試験結果の再現性等を考慮した上で設定し、設定理由を承認申請資料で説明すること。

Q3 評価方法について

製品の評価に関して、評価方法はどのように設定すれば良いか。

A3 別紙1の1項及び4項に示される試験方法の規格等又はその他の試験方法により試験を実施するか、FEA (Finite Element Analysis の略称) やその他の方法により評価を行うこと。

別紙1の1項及び4項に示される以外の試験方法又はFEA やその他の方法を用いて評価を行う場合は、承認申請資料でその方法の妥当性を示すこと。

Q4 比較データについて

品目仕様で比較する類似医療機器のデータは外国で実施されたデータでも良いか。

A4 申請機器の安全性の比較は、科学的根拠をもって説明することが必要である。

既に外国で製造販売されている機器を申請する場合は、比較対象とする類似医療機器が国内で未承認であっても外国で実施された類似医療機器の機械強度データ等を使用することが可能である。その場合は、利用する外国で実施されたデータと本邦既承認品との関係について科学的根拠をもって説明すること。

また、旧法において品目仕様を担保するための資料添付がない承認を比較対象とすることができる。その場合は、当該承認機器の資料を提出するものとする。

Q5 物理的、化学的特性の評価について

4.1 の物理的、化学的特性の項において「・・・特性に影響を与える製造工程を含む場合には、その工程を経た後の材料について評価する。」とあるが、どのような評価を行えばよいか。

A5 試験項目の設定は、その製造工程により原材料の特性がどのような影響を受けるかを考慮し十分に検討すること。

Q6 全人工股関節の摺動面の摩耗特性について

4.3.2 の全人工股関節の摺動面の摩耗特性の項では、既承認品と同等性が認められる場合にも実施は必要か。

A6 原則、承認の範囲のワーストケースを評価する必要がある。既存品との同等性により摩耗特性が適切に評価できる場合には、その妥当性を示すことにより試験データに代えることができる。また、試験を省略する場合にはその妥当性を示すこと。

例えば、ISO 21535 等においては、UHMWPE (Ultra High Molecular Weight Polyethylene の略称) の最小厚さを次のように示している。

外径 42 mm 以上の寛骨臼コンポーネントについては、UHMWPE 製コンポーネントの最小厚さは、a) 金属又はその他の裏当てのある部品では 5 mm、b) 裏当てのない部品では 6 mm。また、外径 44 mm 以上のバイポーラ型骨頭については、UHMWPE 製ライナーの最小厚さは 5 mm。

Q7 4.3.8 の直接固定用のコーティングとはどのようなものを指すか。

A7 直接固定型の表面処理のうち、母材上に物質を付着させて層 (以下、「コーティング層」と称する) を形成させたものが該当する。本項目は、技術評価ガイドラインに評価項目が規定されていないため、別途個別に評価を行うこと。

Q8 4.3.10 の付属品の評価項目とはどのようなものを指すか。

A8 付属品の機能を評価するために必要な評価の例を次の通り示すので参考とすること。

(セメントレストリクタの例)

セメントの漏れを防止する等を目的に形状・構造、原材料を主として設計されることから、評価項目として形状・構造、サイズ、原材料等を評価項目として設定。